国の地方公共団体に対する補充的な指示 に関する地方自治法の条項の廃止を求め る意見書(案)

年 月 日

衆 議 院 議 長 参 議 院 議 長 あて 内閣総理大臣 務 大 総 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国における地方自治は、日本国憲法において保障されており、その仕組みや国と地方との関係については地方自治法で定められている。また、平成12年に施行された地方分権一括法において、国との関係が上下・主従から対等・協力へと改められる中で、地方公共団体は住民に身近な行政を自主的かつ総合的に担うこととされた。

こうした中、地方自治法の一部を改正する法律が今月19日に可決・成立し、 大規模災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生 し、又は発生するおそれがある際に、個別法に規定がなく指示が出せない場合 でも、国が地方公共団体に対し「補充的な指示」ができるとする条項が特例と して創設された。

しかしながら、今回の法改正では、指示が出される事態の類型及び判断基準が明確にされておらず、国の関与を最大限抑制すべき自治事務にまで指示することが可能になるなど、憲法で保障された地方自治の本旨や国との対等な関係を侵害する内容であることから、断じて容認することはできない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地方自治の本旨及び地方分権の趣旨に鑑み、地方自治法に基づく国の恣意的な介入を防ぐため、国の地方公共団体に対する補充的な指示に関する地方自治法の条項を廃止するよう強く要請する。